

義援金の寄贈先

義援金は、日本商工会議所を通じて被災した商工会議所ならびに商工会議所連合会に寄贈いたします。

義援金の使途

義援金の使途は、寄贈先の被災商工会議所において、主に以下の目的のため活用します。

- (1) 被災事業者の事業再開 (2) 被災商工会議所の再建 (3) 観光回復等に係る事業

義援金の税制上の取扱

寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

① 個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除はありません。

② 法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

[期末資本金の額等(資本金の額+資本準備金の額)×12分の当期の月数×1000分の2.5+所得の金額(法人税申告書別表四 仮計の金額+支出寄附金の額)×100分の2.5]×4分の1= [損金算入限度額]
計算例 期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額
[1,000万円×12分の12×1000分の2.5+1,500万円×100分の2.5]×4分の1= [10万円]

義援金の振込

以下の振込につきましては、振込手数料が無料となります ※取扱窓口と同じ金融機関の振込先を指定して下さい。

蒲郡信用金庫 豊川信用金庫 名古屋銀行 蒲郡市農業協同組合

➡ 同封の振込用紙を利用した、本支店の窓口取扱いに限り無料

愛知県中央信用組合 愛知銀行 西尾信用金庫

➡ 同封の振込用紙を利用した、蒲郡市内の店舗窓口取扱いに限り無料

三菱UFJ銀行

➡ 店舗備え付けの振込用紙を利用した、蒲郡支店の窓口取扱いに限り無料

それ以外の方法で振込される場合は、以下の口座までお願いいたします。

この場合の振込手数料は貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。

口座名義：がまごおりしょうこうかいぎしょ 蒲郡商工会議所 のとはんとうじしんぎえんきん 能登半島地震義援金 かいとう おざわもとぎ 会頭 小澤素生

蒲郡信用金庫	本店 (普 2112150)	西尾信用金庫	蒲郡支店 (普 0030471)
豊川信用金庫	蒲郡支店 (普 4520928)	愛知銀行	蒲郡支店 (普 2025030)
名古屋銀行	蒲郡支店 (普 5004800)	愛知県中央信用組合	蒲郡支店 (普 0373786)
蒲郡市農業協同組合	中部支店 (普 0226943)	三菱UFJ銀行	蒲郡支店 (普 0195270)

※領収書につきましては、お手元に残る振込金受取書をもって領収書に代えさせていただきます。